

## 公益社団法人北谷町シルバー人材センター会員会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人北谷町シルバー人材センター定款（平成24年4月1日法務省登記）第7条に規定する会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(額)

第2条 会員が、1事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 年額3,000円
- (2) 特別会員 年額2,000円
- (3) 賛助会員 (個人) 年額1,000円  
(団体) 年額5,000円以上

2 正会員が病気等による場合及び特別会員については、理事会で承認を得た場合には、前項の会費を免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後1月以内に納入するものとする。

(用途)

第4条 会費は、1事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の決議のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。